



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月13日火曜日 第2327号

## 目次

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	1025
<b>告示</b>	
救急病院の協力申出.....	1025
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	1025
道路の区域変更（一般国道194号）.....	1026
道路の供用開始（"）.....	1026
道路の供用開始（県道無月宇和島線）.....	1026

道路の供用開始（一般国道441号）.....	1026
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	1027
道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）.....	1027
道路の供用開始（"）.....	1027

## 訓令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	1027
---------------------------	------

## 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定の失効.....	1028
-----------------------	------

## 規則

### ○愛媛県規則第42号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（企画振興部各課の所掌事務） <b>第8条 省略</b> 2～7 省略 8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）省略 （2） <u>愛顔のえひめ文化・スポーツ賞</u> に関すること。 （3）～（11）省略 9 省略	（企画振興部各課の所掌事務） <b>第8条 省略</b> 2～7 省略 8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）省略 （2） <u>愛媛県文化・スポーツ賞</u> に関すること。 （3）～（11）省略 9 省略

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ○愛媛県告示第1422号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）  
第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
加戸病院	喜多郡内子町内子771番地	医療法人弘友会	平成26年11月10日まで

### ○愛媛県告示第1423号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 13号	松山市文京町4番1	愛媛県立松山北高等学校P.T.A	松山市文京町4番1	平成23年11月30日

## ○愛媛県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市藤之石字川来須6号27番地先から 同字6号26番地先まで	旧	メートル 6.8	キロメートル 0.035	
			新	9.7	0.035	

## ○愛媛県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	194号	西条市藤之石字川来須6号27番地先から 同字6号26番地先まで	平成23年12月13日

## ○愛媛県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲130番地先から 同市坂下津甲135番1地先まで	平成23年12月13日

## ○愛媛県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市梅川407番3から 同市梅川402番3まで	平成23年12月13日

○愛媛県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲562番3から 同町穂積甲562番6まで	平成23年12月13日

○愛媛県告示第1429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1291番地先	旧	メートル 6.1～8.5	キロメートル 0.023	
		西予市城川町野井川1291番	新	11.4～12.3	0.024	

○愛媛県告示第1430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1291番	平成23年12月13日

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成23年12月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	1 省略				
	2 文化 事業及 びスポ ーツ事 業に関 する事 務	1 <u>愛顔のえひめ文化・スポー ツ賞の決定に関する</u> こと。 2・3 省略			
	3～6 省略				

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 生 活 課	1 栄典 及び表 彰に関 する事 務	1 省略			
		2 表彰に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		(4) <u>愛顔のえひめ賞を授与し ようとする者の決定</u>	—		
		(5) 省略			
		(6) 省略			
	2～14 省略				

改 正 前

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	1 省略				
	2 文化 事業及 びスポ ーツ事 業に関 する事 務	1 <u>愛媛県文化・スポーツ賞 の決定に関する</u> こと。 2・3 省略			
	3～6 省略				

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
県 民 生 活 課	1 栄典 及び表 彰に関 する事 務	1 省略			
		2 表彰に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
	2～14 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第9号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財の指定は、効力を失った。

平成23年12月13日

愛媛県教育委員会  
委員長 松岡義勝

指定の効力を失った有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数	参 考
萬 翠 荘	松山市一番町三丁目19番地 1	愛媛県	1 棟	昭和60年 2 月15日指定